

第1回 第30期静岡県青少年問題協議会

日時 令和元年11月21日(木)
午前9時30分から正午まで
場所 県庁別館9階 特別第2会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育部長あいさつ
- 3 議事

- (1) 会長の選出
- (2) 副会長の選出
- (3) 職務代理委員の指定
- (4) 会議録署名委員選出
- (5) 第30期静岡県青少年問題協議会の協議事項
- (6) 協議

「夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー」の概要と主な取組

- 4 連絡事項
今後の予定について
- 5 閉会

<配布資料>

- ・第30期静岡県青少年問題協議会委員名簿
- ・第30期静岡県青少年問題協議会幹事名簿
- ・座席表
- ・静岡県青少年問題協議会設置条例
- ・静岡県青少年問題協議会規則
- ・【資料1】第30期静岡県青少年問題協議会
- ・【資料2】夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プランー第3期静岡県子ども・若者計画ー
- ・【資料3】静岡県子ども・若者計画の推進体制
- ・【資料4】第3期静岡県子ども・若者計画の概要
- ・【資料5】ネット依存対策関連事業
- ・【資料6】ネット依存度スクリーニングテストの結果
- ・【資料7】子供・若者支援のための ふじのくにi(アイ)マップ及び合同相談会
- ・【資料8】青少年団体と活動拠点としての青少年会館
- ・リーフレット ふじのくにiマップ

第30期青少年問題協議会 委員名簿

R1. 11. 21

委員	現職名	任期	第1回 出欠席
1 池田 佳寿子	地域若者サポートステーションかけがわ 総括コーディネーター	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
2 石垣 秀士	静岡県青少年育成会議副会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
3 今釜 伸也	静岡県PTA連絡協議会会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
4 木村 佐枝子	常葉大学健康プロデュース学部 心身マネジメント学科 准教授	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
5 櫻井 清孝	公益社団法人日本青年会議所 東海地区 静岡ブロック協議会筆頭副会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
6 佐野 多知子	静岡県更生保護女性連盟副会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
7 佐野 芳樹	富士宮市教育委員会社会教育課長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
8 瀧 昌光	静岡県コミュニティづくり推進協議会 常務理事兼事務局長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
9 寺島 明彦	静岡県立静岡中央高等学校長 (県高等学校長協会推薦)	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
10 原 とく	静岡県民生委員児童委員協議会 清水町民生児童委員会会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
11 牧野 美砂子	島田市立金谷小学校長 (県校長会推薦)	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
12 望月 美奈子	静岡県公立高等学校PTA連合会副会長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出
13 弐 藍花	静岡大学学生 / 静岡時代編集部	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	欠
14 良知 淳行	静岡県議会文教警察委員会委員長	R1. 11. 1～ R3. 10. 31	出

第30期青少年問題協議会幹事名簿

R1.11.21

部局	職名	氏名	第1回 出欠	代理出席者	
				職名	氏名
政策推進局	総合政策課長	吉良 光陽	代	主査	森本 彰
くらし・環境部	企画政策課長	柳川 典之	出		
文化・観光部	企画政策課長	田中 真生	代	主査	式守 啓介
健康福祉部	健康福祉政策課長	青山 秀徳	出		
経済産業部	産業政策課長	齊藤 卓己	代	主任	鈴木 悠介
教育委員会	教育政策課長	中山 雄二	代	主査	小島 智美
警察本部	少年課長	鈴木 剛	代	企画指導補佐	川上 薫

事務局

R1.11.21

所属	職名	氏名
教育委員会社会教育課	課長	山下 英作
〃	課長代理	藤田 信義
〃	地域家庭班長	古知 純子
〃	青少年指導班長	野田 孝幸
〃	青少年育成班長	洞口 直子
〃	教育主幹	佐藤 敦
〃	教育主査	土屋 雅志
〃	主任	鷹野 麻衣子

第1回 第30期青少年問題協議会 座席表

司会 藤田 社会教育 課長代理

【幹事席】 総合政策課 暮らし・環境部 企画政策課 文化・観光部 企画政策課 健康福祉政策課 産業政策課 教育政策課 少年課
--

	会長	副会長	
瀧昌光 委員			池田佳寿子 委員
寺島明彦 委員			石垣秀士 委員
原とく 委員			今釜伸也 委員
牧野美砂子 委員			木村佐枝子 委員
望月美奈子 委員			櫻井清孝 委員
良知淳行委員			佐野多知子 委員
			佐野芳樹 委員

【事務局】 山下 社会教育課長 社会教育課 各班長 社会教育課 青少年指導班

傍聴席・記者席

(入口)

静岡県青少年問題協議会設置条例

制定	昭和 28 年 10 月 13 日 条例第 58 号
改正	昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号
	平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号
	平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

一部改正〔昭和 35 年条例第 25 号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。）のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

- 11 委員及び専門委員は、非常勤とする。
一部改正〔平成12年条例第67号〕
(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 静岡県附属機関設置条例（昭和27年静岡県条例第60号）

別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

附 則（昭和35年7月13日 条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。
2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成12年12月26日 条例第67号）

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成26年3月28日 条例第14号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

静岡県青少年問題協議会規則

（昭和 28 年 11 月 24 日）
規 則 第 106 号

静岡県青少年問題協議会規則をここに制定する。

静岡県青少年問題協議会規則

第 1 条 この規則は、静岡県青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年静岡県条例第 58 号）第 4 条の規定に基き、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 条 会議録に署名すべき委員の数は 2 人とし、会議の始めに会長が協議会にはかつてこれを定める。

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員、家庭裁判所の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 学識経験のある者のうちから任命又は委嘱された幹事の任期は、2 年とする。

4 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

第 8 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第 9 条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 10 月 13 日から適用する。

2 静岡県青少年問題対策協議会規則（昭和 28 年静岡県規則第 42 号）は、廃止する。

3 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。